法附則第五十四条第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
法附則第五十二条第二項第二号イに規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イに規定する
政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号
政令附則第三十四条第四項又は第五項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項又は第五項
法附則第五十七条第六項又は第七項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項又は第七項
法附則第五十七条第六項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項に規定する
同条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号
法附則第五十七条第六項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号
法附則第五十七条第六項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号

附則第二十五条第六項	
政令附則第三十四条第七項又は第八項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項又は第八項
法附則第五十七条第八項又は第九項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項又は第九項
法附則第五十七条第八項に規定する	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項に規定する
同条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第八項第二号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号
法附則第五十七条第八項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号
法附則第五十七条第八項第一号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号	改正令附則第三条の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号
法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項第三号	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号